

**平成 29 年度静岡県立総合病院生体情報モニターの購入及び保守業務
公募型プロポーザル実施要領**

静岡県立総合病院生体情報モニターの購入及び保守業務に係る公募型プロポーザルを以下のとおり実施する。

平成 29 年 5 月 16 日

地方独立行政法人静岡県立病院機構
理事長 田中 一成

1 発注者

地方独立行政法人静岡県立病院機構静岡県立総合病院 院長 田中 一成

2 件名

総病新第 7 - 4 号
生体情報モニターの購入及び保守業務

3 納入場所及び実施場所

静岡市葵区北安東 4 丁目 27 番 1 号 静岡県立総合病院内の発注者が指定する場所

4 納入期限

手術室及び HCU 設置分 平成 29 年 8 月 15 日 (火) まで
ICU 設置分 平成 29 年 10 月 31 日 (火) まで

5 仕様等

「物品売買契約書 (案)」、「技術仕様書」及び「生体情報モニター保守業務 見積条件書」による。

6 プロポーザル参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方独立行政法人静岡県立病院機構契約事務取扱規程第 3 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県の物品購入等の入札参加資格を有している者又は新たに競争入札資格審査を受けて参加資格を認められた者であること。
- (3) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) プロポーザル提案書等の受付期間において、静岡県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (5) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等 (個人である場合にあつては当該個人をいい、法人である場合にあつては当該

法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。)が暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下各号において同じ。))であると認められる者

イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者。

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者。

7 プロポーザル参加申請書の認定について

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により申請書等を提出すること。

(1) 提出期間

公告日から平成29年5月19日(金)の間(土曜日、日曜日及び当該期間内に祝日を含む場合は祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 提出書類

次の書類を1部提出すること。

- ・ プロポーザル参加申請書(様式1)
- ・ 静岡県入札参加資格審査結果通知書の写し(今後、申請する場合は申請書の写し)

(3) 提出場所

地方独立行政法人静岡県立病院機構静岡県立総合病院事務部新棟建設室企画係

〒420-8527 静岡県静岡市葵区北安東4-27-1 電話 054-247-6111(内線2237)

(4) プロポーザル参加資格の確認結果は、平成29年5月22日(月)正午までに書面で通知する。

(5) プロポーザル参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア プロポーザル参加資格がないと認められた者は、プロポーザル参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。

イ アの説明を求める場合には、平成29年5月22日(月)17時までに書面(様式任意)を7(3)まで持参することにより提出しなければならない。

ウ 説明を求められたときは、平成29年5月23日(水)午前中までに説明を求めた者に対して書面により回答する。

8 質問事項の受付・締切について

本プロポーザルについての質問は、「質問書（様式2）」により提出すること。

(1) 提出期限

公告日から平成29年5月18日（木）までの間とし、締切日以降の質問については受け付けない。

(2) 質疑方法

電子メールによるものとし、送信時には7（3）の受付窓口宛てに必ず受付の電話確認（054-247-6111）を行うものとする。E-Mail:sogo-shintokensetsushitsu@shizuoka-pho.jp

(3) 回答期限

回答は、平成29年5月19日（金）までに静岡県立総合病院ホームページに掲載する。

9 企画提案書及び見積書の提出

(1) 提出書類

「企画提案書（様式3）」、「業務価格見積書（様式4）」及び「見積書（任意様式）」により提出すること。

なお、見積書（任意様式）は機器本体と保守業務で分けること。

(2) 提出期限

平成29年5月22日（月）正午まで（厳守）

(3) 提出先

7（3）に同じ。

(4) 提出部数

「企画提案書（様式3）」は15部（正本1部、副本（写）14部：A4版、両面印刷、ホチキス止めとする。）

なお、ファイル綴じ込み等製本はしないこと。

(5) 提出方法

持参に限る。（持参前に電話で連絡のこと。）提出時間は、各日午前9時から午後5時まで（最終日を除く）。

(6) その他

ア 提案した内容は、実現を約束したものとみなす。

イ 本プロポーザルに参加する費用（提出書類作成及び提出等に要する費用）は、すべて参加者の負担とする。

ウ 提出書類等の著作権は参加者に帰属する。ただし、地方独立行政法人静岡県立病院機構が本プロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、提出書類等の内容を無償で使用できる。

エ 提出された書類等は、一切返却しない。

10 プレゼンテーション及びヒアリング

(1) 場所

静岡県立総合病院本館2階会議室

(2) 日時

平成 29 年 5 月 23 日（火）午後 1 時 30 分から

※時間は調整のうえ、個別に連絡する。

(3) 時間（予定）

プレゼンテーション 25 分以内

ヒアリング 15 分以内

(4) 出席者

4 名までとする。

(5) プレゼンテーション内容

企画提案書の内容について具体的に説明すること。PC を使用したプレゼンテーションソフトによる発表とする。スクリーン、プロジェクター（HDMI ケーブル）は病院側が用意するため、PC 本体は各自準備すること。なお、企画提案書以外の説明資料の当日配布は認めない。

※プレゼンテーションソフトの内容は、事前に提出した「企画提案書（様式 3）」及びその参考資料の内容と一致するものとし、説明の順番についても企画提案書の様式の項目の順番を遵守すること。（企画提案書に盛り込み得ない画像、データの部分的な挿入で妥当な範囲と認められるものはこの限りでない。）

(6) ヒアリング内容

プレゼンテーション及び企画提案書の内容に関する質疑応答を行う。

11 最優秀提案者の決定手順

(1) 提案内容の審査

提案書に記載された内容について、別添に示す選定評価基準に従って評価し、得点の合計が最も高い提案を最優秀提案として選定する。得点の合計が最も高い提案が 2 以上ある場合は、当該者にくじを引かせて最優秀提案を決定する。

(2) 価格に関する評価

価格については、次の方法により評価し、価格点を付与する。

$$\text{価格点} = 45 \text{ 点} \times \text{最低見積価格} / \text{提案価格}$$

12 契約の締結

審査により、最優秀提案者として選定された者を、優先交渉権者として契約締結の交渉を行う。ただし、当該交渉が不調等のときは、順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

13 審査結果の公表

(1) 審査結果については、平成 29 年 5 月 24 日（水）以降、静岡県立総合病院ホームページ上で公表する。

(2) 本審査に関する異議には一切応じない。

14 参加者の失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ・ 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- ・ 不正行為（提出書類に虚偽の記載）が認められた場合
- ・ 会社更生法等の適用を申請するため、契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ・ 審査の公平性を害する行為があった場合

15 契約書の作成

(1) 契約の締結にあたっては、契約書を作成しなければならない。

契約書は、仕様書及び企画提案書に基づいて決定し、締結する。なお、業務開始までの間に、仕様書に変更が生じる可能性があることから柔軟に対応すること。プレゼンテーション時に出した企画提案事項については、契約書に記載がなくても遵守すること。

(2) 保守契約書は、優先交渉権者と別途協議の上作成する。

16 その他

(1) プロポーザル参加者は、契約書及び技術仕様書を含む契約内容を熟読すること。

(2) プロポーザル・契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。